

主 論 文 要 旨

No.1

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	水谷 瑛嗣郎
主 論 文 題 名 : プレスの自由の「更新」—デジタルメディア革命以後のジャーナリズムの再生に関する一考察—			
(内容の要旨) 本稿は、憲法学が2017年現在、インターネットの爆発的普及を契機に激変した情報環境により直面している諸問題に対応するため、プレス自由を「更新」することを試みたものである。当初、執筆者が直面していたのは、単にインターネットを通じてこれまであまり表出していなかった多くの言論者たちが言論空間に参加し、それぞれに影響を持ち始めたという点にすぎなかった。この時点で問題となっていたのは、思想の自由市場における情報流通の仲介者として情報の取捨選別をしてきた「制度(体)」と、そうした中間項を迂回して直接的に情報のやり取りをするようになった「個人」の間の対立であった。これに対して、現在ではアーキテクチャ的要素が加わった。インターネット(とそれを利用したネットワークシステム)というデジタル・インフラを形成・維持しているのは国家ではなく、巨大企業群であり、さらにはそこに所属するエンジニア集団である。そして、これまでの「プロ」にせよ、「アマ」にせよ、デジタルメディアを利用する以上は、彼らの設計したアーキテクチャの上で情報のやり取りをし、真理を発見・共有するしかない。インターネット上には日々膨大なデータが生成されて流通している一方で、我々「個人」の情報収集・選別・分析能力に限界が存在する以上、我々は否応無しにこうしたアーキテクチャによって選別された情報を収集していくしかないのである。これら時代による「技術」の変化を踏まえた執筆者の第一の問題意識は、一見すると憲法の尊重する「個人主義」に立脚した民主主義にとって(あるいは「個人主義」を前提とした思想の自由市場にとって)非常に親和的(friendly)に見受けられるデジタルメディアの登場が、私たちの憲法秩序にいかなる影響を与えたのか、という点を析出することである。本稿は、この課題に取り組むために、「プレス」概念を準拠点とすることを選んだ。この概念は、デジタルメディアの登場によりもっとも動揺している、少なくともそれは、「大学」という概念以上に動揺しているように見受けられるからである。 そこで本稿はまず第一章において、これまでの我が国における「報道の自由」と民主主義の関連について概観したうえで、本稿の問題意識でもある現代の情報環境の変容にとっての理論の不足を明らかにする。ここでは、一見すると個人主義的民主主義に friendly にみえるインターネット技術の発展が過度な分極化・分断をもたらし、さらには国家権力(あるいは企業権力) friendly に転換し得る可能性を指摘する。そのうえで「第四機関」として、分断していく国民(諸個人)と民主政治の間を再接続する機能を果たす統治制度としてのプレスのあり方を提示する。それではここで炙り出された現代的問題に対応するため、「プレス自由」の原理についてどのような「更新作業」を行う必要があるだろうか。これが執筆者の第二の問題意識である。そこで本稿は、その比較対象国としてアメリカを取り上げる。 続く第二章においてはアメリカにおける「制度的修正一条」の理論をおっていく。代表的な論者であるシャウアーとホーウィッツの議論の異同を検討し、こうした制度理論が、憲法上の価値実現に寄与してきた制度(体)に対して一種の自律権を認め、それらへの国家権力の介入をなるべく排することが企図されていることを明らかにする。 また第三章では、アメリカにおける「プレス特例主義」をおっていく。この議論は第二章の制度理論の論者たちの議論を踏まえながら、デジタルメディア時代における言論空間の「大衆化」と、そうした情報環境に対応した「機能」という観点からの「プレス」の特別な位置付けについて検討する。またこの「機能」的観点から、現代において「プレス」とは「誰」を指すのかというプレスの「識別」問題にも取り組んでいる。 続いて第四章と第五章では、アメリカにおけるプレス自由の「過去」について遡って検討する。まず第四章では、アメリカにおける名誉毀損と表現の自由に関するメルクマールの判決である、1964年のNew York Times Co. v. Sullivan 連邦最高裁判決について、通常読み方とは異なるコンテキストから読み解いていく。同判決は、アメリカのジャーナリズムはその絶頂期にさしかかる直前の時期に下された。			

Sullivan 判決と根深い関係にある公民権運動もまたこうしたジャーナリズムの力によって成立していた部分がある。それらコンテクストを踏まえて Sullivan 判決を再読することで、連邦最高裁の裁判官たちのプレスへの「視線」を炙り出そうという試みである。次に第五章では、さらに時代を遡り、1931年の *Near v. Minnesota* 連邦最高裁判決について再読する。Near 判決は、表現の自由と事前抑制についての金字塔として名高いが、同判決はプレス条項を活性化されたといわれる。同判決は、その内実として公共の利益同士の衝突が争われたものであり、また被告であるニアの背後で訴訟当事者として活動し始めたジャーナリスト集団（組織体）の活力がなければ出現しえなかったであろうものでもある。これらを踏まえて、これ以降、徐々にそのダイナミズムをいかになく発揮していくことになるプレスと司法との間の交錯を描くものである。

第六章では、インターネットにより均一化していく言論空間において、一定の専門知を提供する集団について、その内部規律を梃に特殊な位置付けを試みるロバート・ポストの議論について検討する。この議論は、特にプレスの「自律権」と密接な関係にあり、第二章で扱った制度理論に通ずるものがありながら、専門職集団が形成する内部規律を裁判所が法解釈の領域に取り込み、そのコントロールを図ろうとする点が注目される。そうした点に注意を払いつつ、同理論のプレスへの適用可能性について検討を加える。

そして、第七章においては、近時下されたインターネットを巡る個人主義的民主主義 friendly な判決を取り上げ、そこで承認された「ネットワークにつながる自由」の潜在力を評価しつつ、その力を削ぎ落す可能性のあるアーキテクチャ上の問題について検討する。そして、ネットワークにつながる自由のポテンシャルを熟議 friendly なものとして活かすべく、現代においてそうした役割を担う中間項としての「プレス」の存在、そしてそれに対応した「更新」されたプレスの自由について模索する。

以上の検討を活かし、最終的に本稿はデジタルメディアの「技術の変数」による「自由の代償」を受け止めることが可能な新しい（と同時に古くもある）「プレスの自由」のあり方について解き明かしていく。

まず立憲民主政における統治の民主的な「正統性」の価値は、「愚か者と学識深い者が、等しく公衆に訴えかける権利」を要求する。ここから、表現・言論の「自由」（人権）は、あらゆる人に等しく与えられることが前提となる。それはデジタルメディア技術の登場によって、確実に拡張・発展してきている。この「自由」が、選挙結果の「正統性」を規範的に支える「熱意」と「数」を実現する以上、それは人権として最大限保障されるべきということになる。しかし、すべての言論者（そこには企業も含まれる）に等しく強力な修正一条の権利を与えるだけでは、民主政の前提にとって不十分であるということになる。というのも、「民主主義」を正常稼働するためには、理知的な「知識」が必要となるが、民主的正統性を支える公共的な討議空間はその知識を生産しないからである。知識が生産・流通してこそ、公共的な討議空間は活性化し、より質の高い民主的統治が実現するだろう。確かにデジタルメディアの登場は、確かに民主政を支える「熱意」と「数」を実現し、またそれにとどまらない民主化「革命」すら導くポテンシャルを「表現の自由」にもたらした。しかしながらそうして湧き出した「熱意」や「数」も、デジタルメディアを構成するアーキテクチャによってコントロールされ、やがては分極化・分断の道をたどっていくことになる。そして、もともと自由な政府を「保管する」という役割と位置づけを担う「自由のパラディウム」の一つとして位置づけられていた「プレス（の自由）」こそが、この観点からデジタルメディア時代において統治制度として再構成されるべきであろう。

実際に、これまで社会において「プレス」は、自由な政府の統治の質を向上させる「知識」を先導する「機能」を果たしてきた。例えば調査報道は、私たちが知り得なかった事実を発掘し、分析した上で、私たちに啓発している。こうした「知識」を先導する「プレス機能」の存在意義はデジタルメディアが世を席捲する現代においても、未だ失われていないのである。この点、憲法価値をよりよく果たす一定の制度（体）の自律権を与え、政府の介入からこれを保護するアメリカの制度的修正一条の理論は、非常に示唆的であった。この議論は、制度（体）がその特異な法的位置づけを得る前提に、プレスをはじめとする諸制度（体）が、修正一条上の不可欠である「機能」（あるいは役割）を果たしていることを基本としていた。加えて、制度（体）の諸活動をこうした「機能」遂行のために行っていると推定し、それらに対する国家権力の介入を排する自律権を与えるものであった。しかし、この議論は同時に、司法実践の場において自律権を付与される活動かどうかの判定を制度（体）それ自体に付与してしまうため、濫用の危険性がぬぐい切れない。そうである以上、本稿の観点からは制度の理論は

あくまで「プレス」を統治構造の上で位置づける抽象論・国家論のレベルで用いるべきであろう。

それでは、ここでいう「プレス」が有する「機能」とは何か。これを読み解くためには、ジャーナリズムという営為がこれまで積み上げてきた民主的統治への貢献と、その「物語」が司法によって承認されてきた過程を見なければならない。そもそもアメリカの判例と学界では、「プレス」がその他の言論者と異なる憲法上の特権を有する特別な地位にあるという考え方は一貫して拒否されてきた。しかしその一方で、アメリカにおけるプレス訴訟の判例の中には、個人の表現活動にはないプレス固有の「機能」を見出したものがいくつもある。例えば1964年のSullivan判決が挙げられる。Sullivan判決のテキストの中には、社会においてジャーナリスト集団が果たしているこうした「機能」を汲み取った部分が見受けられる。つまり本判決において、「監視者」・「解釈者」といった「プレス」が現に果たしてきた事実上の機能を、憲法レベルで考慮に値する「機能」として、裁判官集団により法の領域に回収されているのである。こうした「機能」の憲法秩序への回収の軌跡は、遡れば1931年のNear判決とその後の1936年のGrosjean判決にも見ることができる。前者は公務員を批判にさらす「警戒を怠らない、勇敢なプレス (a vigilant and courageous press)」の必要性を論じ、後者は「自由なプレスは、政府と国民の間の偉大な解釈者」であると論じて、双方共に違憲判決を下している。興味深いことに、これら判決の背後には、「訴訟当事者」として活動したプレスの存在があった。こうしたジャーナリスト集団自身が、「プレスの自由」についての「物語」を、裁判というフィールドで描いてみせたのである。

ところで以上のようなプレス機能から、例えば取材源秘匿特権などが演繹されるとして、それをネット上でゴシップを気ままに書き散らすアマチュア・ブロガーが、NHK記者と同じように主張可能だろうか？彼／彼女が「私はジャーナリストだ」と宣言した時、それを客観的にどのように区別すべきだろうか？こうした基準に関して、本稿では憲法上の「機能」遂行を証明するためのいくつかの考慮要素を用いたアプローチを取り上げた。ここでは「監視者」と「解釈者」といった機能を憲法レベルのものとして裁判官集団が認識していることを前提にしながら、特権を主張する、あるいは責任を負わされる主体がその機能を果たしているかどうかについて、①政府機関や民間団体発行のプレスカードなど（制度（体）への所属証明）、②自ら「ジャーナリスト」を名乗っているか（自称）、③職能訓練・経験値、④定期的かつ規則的な言論活動の継続という4つの要素を総合考慮して判定しようとする。これらに基づくことで、プレスかどうかの判断権を言論者の自称のみに頼ったり、既存マス・メディア企業群に丸投げすることなく、客観的な判断指標を裁判官集団にあたえることができるだろう。

もう一つ、本稿はプレスの「自律」について解き明かす。我が国の裁判所ではプライバシーの領域などで比較衡量の際の判断要素として、「報道価値（報道の必要性など）」が取り上げられるが、この報道価値の判断過程こそ、マスメディア企業の自律性を表しているといえる。ここでいう「自律」は、人権（自由権）の基礎として語られてきた各個人が自らの生き方を自己決定するという意味での「個人の自律 (autonomy)」とは異なり、「専門職能上の集団的自律 (discipline)」を指している。プレスもまた、専門職能集団としてのジャーナリズム原則を持ち、そうした内部規律を用いた専門職集団内での同輩判断を行っているし、その能力を有している。報道価値の判断における自律性もこの種のものはずである。これまで裁判所が報道価値の判断について敬讓を払っていたとされるのは、メディアの自律性に対する「無償の信頼」があったからとも見て取れるが、ウェブ上に乱立するジャーナリズムを名乗るゴシップサイト（準ジャーナリズム）の高まりのなかで、裁判所はもはや安易にメディア側が主張する「報道価値」に敬讓を払うわけにはいなくなったのである。そうすると、実際に「自律」を主張するマスメディアは、そうした内部規律をきちんと実践しているかが問われることになる。

最後に本稿は、プレスの自由の今後について検討する。現代においては専門的な「プレス」が生成するニュースもデジタル・インフラを通じて流通している。そのため情報のゲートキーパーの役割がエンジニア集団に移り始め、第四権力の内実に変容が生じている。昨今「リミナル・プレス」と称される彼らの行動原理は、ジャーナリズム倫理などではなく、むしろ費用対効果を主とする「マーケティングの論理」である。こうした論理をもつアクターが「プレス」すら浸食し始めているのが現状である。こうして生み出される言論空間は、決して民主主義 friendly な空間たり得ない。しかしながら本稿が示した「プレスの自由」は、その「機能」と「内部規律」を基点とすることで、バージョンアップを重ね続けることができるだろう。具体的にどのような法的利益の保障や責任が顕現するかはまだ不透明であるものの、本稿の観点からは、「リミナル・プレス」も包摂したうえで、積極的にアルゴリズム設計に活かせるよう、「技術の変数」に対応したマスト・キャリア・ルールなどプレス機能の遂行と促進のためのルールを取り込む必要がある。こうして「プレスの自由」は、こうしたアクターが自律的に進化していくための嚮導の原理として再定位されることになるのであろう。

